

新宿区

住宅設備改修給付事業について

～施工業者の皆様へ～

住宅設備改修給付事業は、身体状況の変化により、既存の浴槽や和式トイレ等の使用が困難になった方へ改修費用の一部を補助します。介護保険住宅改修と異なり、介護保険外の新宿区独自事業です。利用者から申請、給付対象と認められた場合に区が施工業者と委託契約を締結し、施工します。

1 対象者

新宿区内に住所がある 65 歳以上の要支援・要介護認定を受けている方で、対象種目の既存設備の使用が困難な方。

2 対象種目および給付限度額

○対象となるのは、下記の 3 種目です。

① 浴槽の取り替え

→既存の浴槽の使用が困難な方が対象。浴槽の高さが低いものや浅いものに取り替えることによって、跨ぎやすくなるなどの効果が見込める場合です。

② 流し台・洗面台の取り替え

→対象は車いすの利用者。車いすのままご使用できる流し台、洗面台への取替え。

③ 和式便器から洋式便器への取り替え

→既存の和式便器の使用が困難な方が対象、身体的負担の少ない洋式トイレに取替え。

介護保険住宅改修でも便器の取替えはできるが、住宅設備改修事業と併用や合算はできません。

※①～③いずれも新築及び経年劣化による改修等は対象となりませんので、ご注意ください。

○給付限度額

給付限度額までが助成対象。実際の工事費用が限度額以下の場合はその額が上限額になります。

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・浴槽の取り替え | 379,000 円 |
| ・流し台・洗面台の取り替え | 156,000 円 |
| ・和式便器から洋式便器への取り替え | 106,000 円 |

3 利用者負担

給付限度額または上限額の「1割」「2割」または「3割」（1,000 円未満切り捨て）を被保険者の方が自己負担として施工業者へ支払い、残る「9割」「8割」または「7割」を区が給付金として施工業者に支払います。なお、給付限度額を超えた額は全額利用者の方の負担です。

※平成 30 年 8 月 1 日から 3 割負担が導入されますのでご注意ください。

4 手続き

(1) 事前相談

工事前に介護保険課給付係の住宅設備改修の担当にご相談ください。

(2) 訪問調査及び事前申請

区職員が被保険者の身体や住宅等の状況調査のためにご自宅を訪問し、制度の対象になるか確認します。調査には工事内容確認のため施工業者にも立会いをお願いします。

調査当日、下記の書類を介護保険課給付係へ提出します。

* 被保険者：①住宅設備改修給付申請書

②賃貸人・管理会社等の承諾書（被保険者所有の住宅や被保険者と住宅所有者が親族関係にあり、かつ同一住所の場合は不要）

* 施工業者：①見積書（新宿区長あて）

②図面（施工前と施工後のそれぞれ平面図と断面図等、浴槽は高さ・深さのわかるもの）

③施工前の写真（撮影日入り、浴槽はスケールを当て高さ・深さを明示）

※上記の必要書類に不備がありますと審査・給付決定できません。

(3) 給付決定通知書等の送付・確認

介護保険課給付係で提出書類の内容を確認し、住宅設備改修の給付が決定した場合、給付決定通知書等を送付します。内容を確認して工事を着工してください。

※給付決定前に工事を行った場合は、住宅設備改修の給付は受けられません。

* 被保険者あて：①給付決定通知書

* 施工業者あて：①給付委託通知書

②給付券（施工後、介護保険課給付係に提出）

③請書兼請求書（施工後、介護保険課給付係に提出）

(4) 事後申請

工事終了後、介護保険課給付係に下記の書類を提出します。

①請書兼請求書

②給付券（被保険者の給付物件受領の署名・捺印が必要）

③施工後の写真（撮影日入り、施工前写真と同アングル、浴槽はスケールを当て高さ・深さを明示）

※必要に応じて区職員が検査・立会いを行う場合があります。

(5) 審査・支払い

介護保険課給付係が書類を審査・決定し、指定口座に住宅設備改修費を振り込みます。

※注意事項

- ・各種目とも申請は1回限りです。給付限度額以下の工事で残金があっても複数回の利用はできません。
- ・改修を行う前に事前相談・申請がないと対象になりません。
- ・介護保険住宅改修と、同じ種目において併用・合算はできません。種目が異なる場合は併用できる場合がありますのでご相談ください。